

議会運営委員会 会議録

日 時 令和7年12月16日（火曜日）
午後2時開会、午後2時46分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 議長挨拶
 - 4 協議事項
 - (1) 追加議案の提出について
 - (2) 委員会提出議案第5号 医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定等を求める意見書（案）について
 - (3) 発言の取消しについて
 - (4) (仮称)土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例について
 - (5) その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	篠塚	昌毅
副委員長	平石	勝司
委 員	今野	貴子
委 員	島岡	宏明
委 員	矢口	勝雄
委 員	奥谷	崇
委 員	田中	義法

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長	勝田	達也
副議長	鈴木	一彦

説明のため出席した者（4名）

副市長	小林	勉
市長公室長	山口	正通
財政課長	瀬古澤	時人

財政課財政係長 藤田 浩平

事務局職員出席者

局 長	櫻井 良哉
次 長	小野 聡
係 長	津久井 麻美子
主 任	岩松 英統
主 幹	高橋 陽平
主 事	古宮 英剛

傍聴者（0名）

○篠塚委員長 定刻になりましたので、議会運営委員会を開会いたします。傍聴者はありますか。

(「ございません」という声あり)

○篠塚委員長 それでは、はじめに議長からお願いいたします。

○勝田議長 皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、午前中議会があった中、午後にもう1回御参集をいただきまして、本当にお疲れさまでありがとうございます。重要な案件もございますので、慎重なる御協議を是非よろしくお願いしたいと思います。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、早速協議事項に入ります。協議事項(1)追加議案の提出について、協議をお願いします。執行部より説明をお願いします。

○山口市長公室長 令和7年12月第4回定例会の最終日に提出を予定しております追加議案の説明をさせていただきます。資料はサイドブックス、議会運営委員会、令和7年、12月16日開催、資料1定例会議案概要、追加議案をお願いします。今定例会に追加議案として提出を予定しておりますのは、1ページの表紙及び2ページの提出案件一覧にございますように、条例1件、補正予算6件、合わせて7件でございます。追加議案となりました理由は、国会における審議の進捗などによりまして当初の議案に間に合わなかったことから、最終日に提出することとなったものでございます。それでは、議案の内容について説明をさせていただきます。3ページをお願いします。まずは条例です。議案第117号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告に基づき、関係条例を一括改正するもので、まず職員、一般職の任期付職員の給与等に関しましては、国家公務員に準拠した給料表の引上げ、令和7年12月の期末勤勉手当の支給月数を引上げ、令和8年度以降は6月期、12月期を均等配分、それから通勤手当及び宿日直手当の引上げ、市議会議員の報酬等や特別職の給与等に関しましては、令和7年12月の期末手当の支給月数を引上げ、令和8年度以降は6月期、12月期を均等配分する改正でございまして、施行期日につきましては、令和8年度以降の手当の均等配分は令和8年の4月1日から、それ以外は本年4月1日から遡及適用するというものでございます。4ページをお願いいたします。つづきまして、補正予算です。議案第118号は一般会計補正予算の第5回、議案第119号から第123号は、各特別会計の補正予算でございます。今回の補正予算は、予算総括表にございますとおり、歳入歳出それぞれ一般会計に6億9,732万5,000円、特別会計全体で2,426万4,000円、合計で7億2,158万9,000円を追加いたしまして、全会計総額を1,058億3,203万7,000円とするもので、当初予算に見込めなかった事業費を計上するものでございます。具体的な内容は5ページの概要を御覧いただきたいと思います。3款民生費、2項児童福祉費、14目物価高対応子育て応援手当費につきましては、先般閣議決定され、現在国会で審議中の強い経済を実現する総合経済対策に位置付けられた物価高対応子育て応援手当に関しまして、国から年内に予算化し、できるだけ速やかに支給できるよう準備を進めるよう通知がありましたことから、当定例会に追加提出するというものでございます。内容は本年9月分の児童手当の対象となります0歳から高校3年生年代までの子供のほか、本年10月1日から令和8年3月3

1日までに生まれた新生児なども含めまして、子供一人当たり2万円を支給するための給付金のほか、給付に係る職員の時間外手当や、システム改修委託料などの事務費を計上するもので、財源は全額国費の対応となるというものでございます。スケジュールにつきましては、既に児童手当を受給している世帯は申請不要のプッシュ型といたしまして、2月中旬頃に一斉支給、その他の対象者は申請により順次支給する予定となっております。6款商工費、それから9款教育費につきましては4項目ございますが、いずれも人事院勧告に伴う市職員の給与条例改正に準じた人件費の増加による産業文化事業団本部への補助金のほか、勤労者総合福祉センターをはじめ、3施設に係る指定管理料を増額計上するものでございます。このほか人事院勧告に伴う職員や会計年度任用職員等の人件費の補正につきましては、各款にございますけれども、こちらは合計欄の上の段にまとめて計上をしているというものでございます。またその下の表、国民健康保険特別会計をはじめ、後期高齢者医療、それから介護保険、下水道事業、水道事業会計の各会計におきましても、人件費を増額計上するというものでございます。追加議案の説明は以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ただ今の件で何か御意見はありますか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 確認ですが、人件費の件について、令和7年度12月分に関しては、令和8年度の6月と12月の期末手当で調整するということですか。先ほど令和7年4月から支給するようなお話でしたが、その点だけ確認させてください。

○山口市長公室長 勤勉手当と期末手当に関しましては、12月の手当で、0.05か月分を引き上げます。来年度以降は6月と12月に半分ずつにするということでございます。ですから、7年度は12月分で支給するというところでございます。

○篠塚委員長 12月の手当はもう支給されていると思いますが、その辺はどのようにするんですか。

○山口市長公室長 12月分はもう支給がありますので、この後4月分まで遡及したものを給料も含めまして、後ほど支給されるということになります。

○篠塚委員長 以前にあったときと同じような感じでですね、分かりました。そのほか、執行部から何かございますか。

○小林副市長 執行部から特にございません。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

(執行部退席)

○篠塚委員長 つぎに、協議事項(2)委員会提出議案第5号医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定などを求める意見書案が田中義法文教厚生委員長ほか7名から提出されました。事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 委員会提出議案第5号医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定等を求める意見書案についてでございます。資料2を御覧ください。本議案につきましては、文教厚生委員会に内々付託された意見書の提出について、先日の委員会にお

いて全会一致にて採択されたことに伴いまして、国への意見書提出の議案が委員会提出議案として提出されるものでございます。朗読は省略させていただきますが、2ページ、3ページ目の意見書案を土浦市議会として提出してはいかかという議案になりまして、最終日の休憩中の全員協議会にて、4分の3の賛成を得た後、本会議に上程されるものでございます。説明は以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。この件に関して何か御質問はありますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、最終日の本会議休憩中の全員協議会において、上程について諮ります。4分の3以上の賛成者があれば本会議に上程することといたします。つぎに、協議事項（3）発言の取消しについて、協議をお願いします。これは、古沢議員から12月8日の本会議における一般質問での発言の一部について、発言の取消申出書の提出が議長にあったものでございます。事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 協議事項（3）の発言の取消しにつきましては、資料3をお願いいたします。先ほど委員長からありましたとおり、古沢議員から12月8日の一般質問についての発言取消申出書が提出されました。取り消すべき発言は記載のとおりであり、理由については、発言内容が事実か確認がとれないことからの不適切な発言のためであります。この件につきましては、土浦市議会会議規則第65条の規定に基づき、最終日18日の休憩中の全員協議会にて報告の上、本会議の最後に取消しの許可を行うこととしたいと存じます。説明は以上でございます。

○篠塚委員長 この件に関して、皆様御意見はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 なお、発言の取消しについては、いろいろな事例がありまして、今回は、憶測、断定による不正追及という項目に当たると思います。不穏当な発言については、各議員とも非常に気をつけていただきたいと思いますので、根拠のない疑惑提示は議会の公正性を失うということですので、よろしくお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、最終日の本会議休憩中に全員協議会で報告した上で本会議に発言の取消し許可を行います。つぎに、協議事項（4）（仮称）ハラスメント防止に係る条例について、協議をお願いします。先日、皆様の御手元に資料をお送りしましたが、何か御意見はございますでしょうか。項目については、私と議長と議会事務局で打合せをさせていただいて、案を資料4として作成させていただきました。それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 資料4を御覧ください。本条例において必要と考えられる主な項目について御説明いたします。1番目的です。2ページ目で例として2点ほど挙げさせていただきました。これはあくまで一例ですので、どのようなものを入れるのかということになってきます。2番目としまして、ハラスメントの定義も必要になってくると思います。こちらのほうは何々ハラスメントという定義をしている条例のほうもあった

かと思いますが、定義については明確なものがよろしいかと委員長、議長、事務局のほうで考えまして、案としまして（１）から（５）を提示をさせていただきました。つづきまして、適用範囲については、従前に決定していただいておりますけども、議員から議員へのハラスメント、あと議員から市職員へのハラスメント、こちらの２点かなというふうには考えてます。ただ、議員から市職員のハラスメントなんですけども、ここには職員の定義が必要なのではないかというふうに思っております。つづきまして、議長を議員の責務ということになります。２ページ目に載っておりますが、議長の責務案のほうが一番下に、３ページ目の１番上のほうに、議員の責務ということで、全国の市で制定している条例を参考に、案として作成させていただきました。戻りまして、議長職務の代行ですが、議長がそのときに不在であったり、あつてはならないんですけれども、議長が職員からハラスメントを受けたといったような場合には、議長の役割を誰が行うのかということ定義するということです。つぎに、プライバシーの保護について、ハラスメントの被害者、関係者のプライバシーを十分確保しなければならないと考えられますので、この項目も必要になってくるかと思えます。つづきまして、研修の有無について。有りの場合には、ハラスメント単独の研修なのか、今行っている議員研修会内でハラスメントの項目を加えてやっていくのか、後は改選直後にやるのかなど、いろいろな検討項目があるかと思えます。つづきまして、相談窓口は、議長、議会事務局、そのほか基本的には職員からの相談窓口というのは人事課になってきますので、人事課から、議長や、議会事務局、その他に相談が入ってくるという形が考えられるかと思えます。つぎに、申出の方法は口頭か文書かメールなどが考えられるかと思えます。つぎに、措置方法については、指導に留まるのか、助言に留まるのか、注意か、もしくは公表なのか、その辺りも決めざるを得ないのかなと思えます。調査機関につきましては、議長が調査するのか、正副議長と一緒に調査するのか、事務局が調査するのか、もしくは、この三者全部でやるのか、あとは委員会を別に立ち上げるのか、その辺りも必要になってくるかと思えます。最後に、弁明の機会、ハラスメントを行ってしまった方が弁明する機会を与えるのかどうかということが考えられるかと思えます。以上の項目が、条例に必要な主な項目と思われるので、御協議のほうよろしく願いいたします。

○篠塚委員長　ありがとうございます。まだ決まっておりませんので、大まかな項目、このような感じの項目でいきたいと思っておりますが、皆さん御意見はございますでしょうか。それでは、まず目的ハラスメントの定義は別紙参照ということで書いてありますので、ここが１番大切なので、目的とハラスメントの定義の案を御一読いただきまして、もしこれでよろしければ、この項目は決めていきたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。ハラスメントの定義に関しては、他市の例を見ると、細かく何々ハラスメントと書いてあるものもありますが、先ほど事務局で説明したようなこともございまして、このような文言にしました。これも含めて御意見をお願いをいたします。

○奥谷委員　今ざっと見ただけですけれども、何々ハラスメントというように個別に出すよりも、こういった形である程度包含しておけば、新たなハラスメントがこれから概念として出た場合も、この中で対応できるのかなというふうに思いますので、こういっ

た形でいいのかなと私は感じます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。そのほか、議長、何かございますか。

○勝田議長 委員長が進めていただいたとおりの考えで、よろしいかと思えますけど。お願いしている立場でございますので。

○篠塚委員長 それでは、最初の条例の項目と目的、ハラスメントの定義までは、次の全員協議会で皆様にお示ししたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 それから、職員の定義についても、職員とは一体どこまでなんだという話があるので、ここまで3項目は皆さんにお示ししたいと思います、事務局何かありますか。

○小野議会事務局次長 職員の定義につきましては、土浦市の職員がこの条例に全て該当するかどうかという点について、人事課に確認していないものですから、こちらは次回でお願いしたいと思います、よろしいでしょうか。

○篠塚委員長 皆様、よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、次の全員協議会で条例の主な項目、目的及びハラスメントの定義案について皆様に公表して、御意見があればいただくという形にしたいと思います。いかがでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 そのほか、他市の例を見て、何か感じたことがあれば、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○平石副委員長 1点だけ確認というか、私の考えというかちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、このハラスメント条例は今時代の流れからいっても大事な事かなと思います。多分この条例の中で、いわゆる罰則という部分が多分重要になってくるのかなと思いますが、これがすごく難しいかと思います。そういった意味で、まずこの条例を制定することによって、議員の行動規範といいますか、お互いに遵守してやっていきましょうというような行動規範になれば1番良いのかなと思いましたので、そういった部分は、今後これから詳細は詰めていくということでもいいですね。分かりました。それであれば、現段階は私はこれでいいと思います。

○小野議会事務局次長 平石副委員長からお話がありましたとおり、規範になるものということですので、先ほどの目的の案ですが、2点ほど挙げさせていただいているんですね。1番目よりも少し文面を足したものが2番目になっているんですが、平石副委員長の御意見を考慮しますと、2点目のほうが詳しくて良いのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○島岡委員 どちらかを選ぶんだらうなと思ってはいたんですけど、2番目のほうが、より市民から信頼され続ける議会の実現というその部分も素晴らしい、我々の責務でございますので、この辺でいいのかなと思います。

○篠塚委員長 それでは、目的については2番目の項目でいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。ハラスメントの定義については、これでよろしいかと思いたすので、これで全部決まったわけではありませんので、そのときいろいろ御意見をいただいで進めていきたいと。確かに罰則になると非常に難しいということがありますので、議員の責務と議長の責務のところはそこが入ってくるのかなと思いたすので、これはこの次の課題ということで、ここをじっくり議論していかないと先に進んでいかないと思いたすので、目的と定義はこれでやらせていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○篠塚委員長 ありがとうございます。ハラスメント防止条例に関する件は、この程度でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、本日の資料で各議員に非公表とするものはありますか。

○櫻井議会事務局長 ございません。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。